# あなたの大切な

# **[施行・富士市個人情報保護条**

保有しています。情報化が進み、これらの個人情報を短時間で大量 利や利益を侵害する恐れもあります。 に処理できるようになり、住民サービスの向上に役立っています。 その一方で、取り扱い方によっては、プライバシーなど個人の権 市では、さまざまな行政サービスを行うため、多くの個人情報を

での「富士市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例」を 全部改正した、「富士市個人情報保護条例」を制定しました。 そこで、皆さんの個人情報を今まで以上に保護するため、これま



うになる情報も含まれます。 組み合わせることで特定できるよ その情報に含まれる氏名・住所 できない情報でも、ほかの情報と ます。また、単独では個人を特定 を識別できるすべてのものを言い 生年月日などにより、特定の個人

管理者(水道)、消防長、 員会、監查委員、農業委員会、固 定資産評価審査委員会、公営企業 市長、教育委員会、選挙管理委 議会です。

情報の内容を示すことです。 市(実施機関)が保有する個人

# 条例を紹介する前に

本文中に出てくる します。 言葉について説明



# 生存する個人に関する情報で、

# 個人の権利や利益を保護します

要なことを定めています。 へ情報の適正な取り扱いに関して、 「富士市個人情報保護条例」は、 個 必

益を保護することを目的としています。 明らかにすることで、個人の権利や利 止を請求する権利(三ページ参照)を 人情報について、開示・訂正・利用停 また、市(実施機関)が持っている個

## 保有の制限

個人情報を取り扱うときのルール

はしません。 必要な範囲を超えた個人情報の保有

## 取得の制限

得することを原則とします。また、思 的を具体的に明らかにし、本人から取 原則として取得しません。 個人情報を取得するときは、利用目 信条及び宗教に関する個人情報は

### 週正な管理

新の状態に保つようにします。 り、滅失したりしないよう適正に管理 します。目的の範囲内で、正確かつ最 保有する個人情報は、外部に漏れた

# 市民の皆さんの権利です

個人情報の開示・訂正・利用停止請求

に対して、次の請求をすることができます。 自分の個人情報について、 市 (実施機関

も請求できません。 の法定代理人以外は、 人の個人情報は、未成年者や成年被後見人 することができます。しかし、自分以外の だれでも、自分の個人情報の開示を請求 たとえ家族であって

きない場合もあります)。 て開示されます(法令などにより、 開示を請求された個人情報は、原則とし 開示で

決定通知

### 訂正請求

することができます。 と思われるときは、その内容の訂正を請求 開示された個人情報の内容が事実と違う

## 利用停止請求

請求者

1

報の利用停止や消去、または提供の停止を をされていないと思われるときは、 請求することができます。 開示された個人情報が、適正な取り扱い その情

決定通知

答り 申ん

4

# 不服申立て (下図1~4)

ができます。 て不服 (不満)がある場合は、不服申立て 開示・訂正または利用停止の決定につい

受けて、不服申立てに対する決定をします。 情報保護審査会に意見を求め、 不服申立てがあったときは、 その答えを 富士市個人



提出 開示・訂正・利 用停止の請求書



実施機関

(総務課隣) で閲覧できます。

市の職員 (または職員であった者)

市から委託を受けた仕事に従事し

登録簿は、市役所七階の行政資料室

運転免許証、パスポー トなど、本人であるこ とを証明できるものが



決定 開示などの 連絡

### 不服申立て 機 関 施 3

諮覧が 2

士市個人情報 保護審査会

電話やEメールなどで は請求できません。

利用したり、外部に提供したりしませ

場合などを除き、目的の範囲を超えて

保有する個人情報は、法令に基づく

利用及び提供の制限

どのような個人情報を取得し、利用し

個人情報を取り扱う事務について、

個人情報取扱事務の登録

ているかを記載した「個人情報取扱事

務登録簿」を作成します。



訂正

利用停止

写しの交付) 開示 (閲覧

開示請求などに係る手 数料は無料。ただし、 写しの交付を希望する 場合は実費負担。

## 事業者の責務

は、罰則が科せられます。

に個人情報を外部に提供したときなど ている者などが、正当な理由がないの

業者にも努力義務を定めています。 護に関して必要な手続を行うよう、 **任があります。そこで、個人情報の保** 事業者にも、 個人情報を保護する責

消費生活相談室

費生活相談室で行っています。

に関する問い合わせは、市役所二階消

事業者における個人情報の取り扱い

☎五五—二七五六 國五三十二八六〇

## 問い合わせ

総務課 ☆五五一二七〇七 五 Ī 三六